

11月は口座振替推進月間

市税などの納付に便利で安心な口座振替をご利用ください！

- 対象科目／【市税】市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税 【保険料ほか】国民健康保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、育英資金償還金、保育料(幼保園・保育園・幼稚園)、市営住宅家賃等、市単独住宅使用料、水道料金、下水道使用料、留守家庭児童教室保育料、占用料
- 申込／納入通知書、預金通帳、通帳の印鑑を持参し、お近くの金融機関の窓口へ
- 問合せ／収納課(☎47-8729)へ



10月22日(火・祝)はごみ収集を休みます

10月22日は、祝日「即位礼正殿の儀」のため、すべてのごみ収集を休みます。



この日が「もえるごみ」「もえないごみ・ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集日の区域は、10月25日(金)に振り替えて収集します。
詳しくは、クリーンセンター(☎89-4124)へ。



林道時山多賀線を全面通行止め

市は、林道時山多賀線で工事のため全面通行止めをしています。工事は、12月までの予定ですが、引き続き3月末頃まで冬期閉鎖を予定しています。期間中、滋賀県多賀町への通り抜けができません。
詳しくは、農林課(☎47-8629)へ。



おおがき在宅医療ネットでも介護施設の空き状況を検索

おおがき在宅医療ネットでは、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、施設検索メニューに市内の在宅医療機関や介護施設などの情報を掲載しています。



10月から介護施設(通所サービス、短期入所)の空き状況も検索できるようになりました。今後の施設利用の参考にお役立てください。
詳しくは、大垣市介護サービス事業者連絡会事務局(☎77-2255)へ。

ペットとの暮らしルールを守って



◎飼い犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上飼い犬は、市への登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

登録および注射を受けていない場合は、いずれも動物病院で行ってください。料金は、登録が3,000円、注射が3,200円(手数料550円含む)です。

◎犬猫のマナー徹底

決められた場所でのフンのしつけや後始末など、基本的なマナーを守りましょう。また、犬の放し飼いや野良猫の繁殖につながるようなエサやりは絶対に行わないようお願いします。

◎ペットの災害時への備え

突然の災害に備え、非常食やペット用品を常備するとともに、避難所でも暮らせるよう、基本的なしつけや健康管理を普段からしておきましょう。

詳しくは、環境衛生課(☎47-8571)へ。

65歳以上の皆さんへ

障害者控除対象者認定書の申請を受付

令和元年12月31日時点の要介護認定などにより、障がいの程度が所得税法上の障害者または特別障害者に準ずるものとして、福祉事務所長の認定を受けた65歳以上の人は、所得税や市県民税の申告で障害者控除の適用が受けられます。

障害者控除対象者認定書の交付を希望する人は、申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、高齢介護課へ提出してください。

要介護認定などの情報を確認のうえ、該当者に「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税や市県民税の申告の際は、認定書を添付してください。

なお、身体障害者手帳などをお持ちの人は、手帳などにより障害者控除の適用が受けられます。

詳しくは、高齢介護課(☎47-7424)へ。

入学準備費を入学前に支給します

市は、就学援助費のうち、入学に必要な「入学準備費(入学に必要な学用品費などの費用)」について、入学前(3月上旬予定)に支給します。

申込方法など詳しくは、庶務課(☎47-8022)へ。

◎対象/次の要件を全て満たす人 ①市内在住(令和2年3月末以前に市外へ転出する人を除く) ②お子さんが令和2年4月に大垣市立の小学校へ入学予定 ③市の就学援助の基準で「準要保護」の基準に該当(市民税が非課税または減免となった世帯、児童扶養手当の支給を受けている世帯など)

◎申込/11月1日~令和2年1月31日

◎備考/新中学1年生の申請については、令和2年3月の段階で就学援助の認定を受けている人は不要



審議会を傍聴してみませんか

産業振興指針策定委員会		担当：産業振興室(☎47-8609)
10/23(水)	14:00~15:30	市役所飯庁舎(弘光舎)4階 多目的ホール
・産業振興指針の改定について		
地域創生総合戦略推進委員会		担当：地域創生戦略課(☎47-8216)
10/24(木)	10:00~12:00	市役所本庁舎3階 合同委員会室
・第2期「水の都おおがき」創生総合戦略について		

募集

市営墓地の使用者

市は、右表の市営墓地の使用者を募集します。

- 申込資格/市内に本籍または住所を有し、墓地使用の許可を受けてから1年以内に墓碑を建てられる人(外国人も可)
- 申込区画/右表のうちいずれか1区画で、1世帯につき1区画のみ(応募者多数の区画は抽選)
- 申込方法/10月21日~11月15日(消印有効)に、環境衛生課または上石津・墨俣地域事務所の市民福祉課で配布の申込書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、本籍が記載された住民票(世帯全員の記載があるもの)を添えて、上記のいずれかへ提出

- 問合せ/環境衛生課(〒503-8601 丸の内2-29、☎47-8571)へ

墓地名	所在地	募集区画数	面積	墓地使用料(1区画)	
羽衣霊園	羽衣町1-9	27	0.81㎡	218,700円	
		4	1.62㎡	437,400円	
青野霊園	青野町485-1	31	1.44㎡	155,500円	
墨俣北霊園	墨俣町さいり川1	A区画	2	3.00㎡	600,000円
		C区画	4	2.25㎡	500,000円
		E区画	1	3.45㎡	650,000円
墨俣第1南霊園	墨俣町下宿1309	4	2.25㎡	200,000円	
墨俣第2南霊園	墨俣町下宿350-1	19	1.96㎡	400,000円	

※いずれの霊園も、墓地管理料として1,040円(年額)が必要